三薬会発第　40 号

令和2年7月28日

各　位

（薬局開設者、管理者等様）

一般社団法人三重県薬剤師会

会 長　西 井 政 彦

【重要】薬局における薬剤交付支援について（更新版）

　平素より三重県薬剤師会の活動にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染防止のための非常時の対応としての電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の時限的・特例的な取扱いについては、令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡（以下、「0410事務連絡」）等により示されているところです。

今般、第二次補正予算の成立を受け、補助額に関し、下記のとおり「薬局の従事者が患者宅等に届けた場合に薬剤の配送に要した費用」について変更し、事業開始時に遡って適用することになりました。

記

（１）補助額の変更（下表のとおり）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 処方箋 | 配送方法 | 県薬への請求額 | 患者負担(注) |
| CoV自宅　　　　CoV宿泊 | 薬局の従事者 | ~~300円~~ → **500円** | 0円 |
| 配送業者 | 配送料全額 |
| 0410対応 | 薬局の従事者 | ~~300円~~－200円＝~~100円~~→ **500円**－200円＝**300円** | 200円 |
| 配送業者 | 配送料－200円 |

　（注）患者負担分は、薬局が患者から徴収してください。

※上記の「薬剤の配送に要した費用」は、配送業者を利用した場合は、配送料（振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料は補助対象外）、薬局の従事者が患者宅等に届けた場合は交通費等の実費額とて、**距離を問わず300円/件→500円/件に変更になります。**

　**患者負担分（200円）は、薬局が患者から徴収してください。**

（２）実施状況の報告、請求に係る手続

・県薬への報告は８月報告分（7月請求分）から、変更後の金額で提出してください。請求額変更に伴って、実施状況の一覧（Excelファイル）も変更になります。そのため、最新版の実施　状況の一覧(Ver.2)（Excelファイル）を三重県薬剤師会HPよりダウンロードして使用するようにしてください。

・手書きで提出する場合は、変更後の請求金額を記載してください。

・７月報告分（6月請求分）までの実施状況一覧については事務局側で修正しますので再度提出

　しなおす必要はありません。

　　　　　　　　　　　　問い合わせ先

　　　　　　　　　　　　一般社団法人三重県薬剤師会　薬事情報センター　高村、大川

　　　　　　　　　　　　　電話：059-228-5995　　FAX：059-225-4728